

除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の推進を求める意見書

国は、昨年12月、全閣僚で構成する「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」を設置し、除去土壌の再生利用の推進や再生利用等の実施に向けた国民の理解醸成を始め、県外最終処分に向けた取組の推進などに各府省庁が一丸となって取り組むことを確認したところである。

除去土壌等の県外最終処分の実現のためには相当の期間を要する一方で、国の責務として法律に定められた県外最終処分の期限である2045年3月まで、あと20年と迫っている。これまで停滞していた状況を打開するため、より具体的な方策の提示が求められているが、平成30年度以降、国が毎年実施している本件に関するWEBアンケートでは、県外最終処分が法定化されている事実を認識している県外在住者は約2割と横ばいで推移しており、とりわけ若い世代の認知度が低い傾向にあるなど、国民的な理解醸成が進んでいない状況にある。また、東京都の新宿御苑など県外3箇所で計画された花壇や芝生等で除去土壌を再生利用する実証事業については、除去土壌等の安全性に対する理解不足もあり、地域住民の反対で計画自体が頓挫するなど、実証事業ですら実施困難な状況にある。除去土壌等の県外最終処分は国の責務であり、日本全体で取り組むべき重要な課題であることから、国を挙げて、県民や国民の目に見える形で取組を加速させていく必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 除去土壌の再生利用や最終処分に向けては、全国民的な理解醸成が必要不可欠であることから、国際原子力機関（IAEA）による「適切な管理下で土壌を再生利用することは適切である」等の評価に基づき安全性を広く周知することはもとより、現場見学の機会の拡大や大規模イベントでの情報発信など、あらゆる機会を捉え、国民の理解醸成に積極的に取り組むこと。
- 2 2045年までの県外最終処分に向け、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減は極めて重要であることから、県外での再生利用実証事業への国民の理解醸成に向けて積極的に取り組むこと。
- 3 県外最終処分候補地選定の方法やその合意形成などを含めた県外最終処分の具体的な方針・工程を早期に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

衆議院議長	議院議長	議院議長	議長
内閣総務大臣	総務大臣	総務大臣	大臣
財務大臣	財務大臣	財務大臣	大臣
国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	大臣
環境大臣	環境大臣	環境大臣	大臣
内閣府長官	内閣府長官	内閣府長官	長官
復興大臣	復興大臣	復興大臣	大臣

福島県議会議長

西山尚利